

中富良野北星山観光リフト場安全報告

- 安全報告書

中富良野北星山観光リフトは国土交通省の鉄道事業法で許認可を頂き営業運行をしております。

平成 18 年 10 月 1 日より鉄道事業の一部改正された安全管理規程第 2 条第 3 項により、安全の取り組みの実績その他安全に関する情報について安全報告として公表いたします。

平成 29 年 10 月 31 日
一般社団法人 なかふらの観光協会

安全報告書

リフトの安全に対する取り組みについて

輸送の安全を確保するための基本的方針

1. (一社) なかふらの観光協会 (以下、「事業主」という) は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方法その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
2. 事業主及び職員(職員に準ずるものを含む) (以下、「職員等」という) の安全に係る行動規範 (安全の基本理念、安全方針) は次の通りとする。
 - (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
 - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を良く理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
 - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
 - (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
 - (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
 - (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。

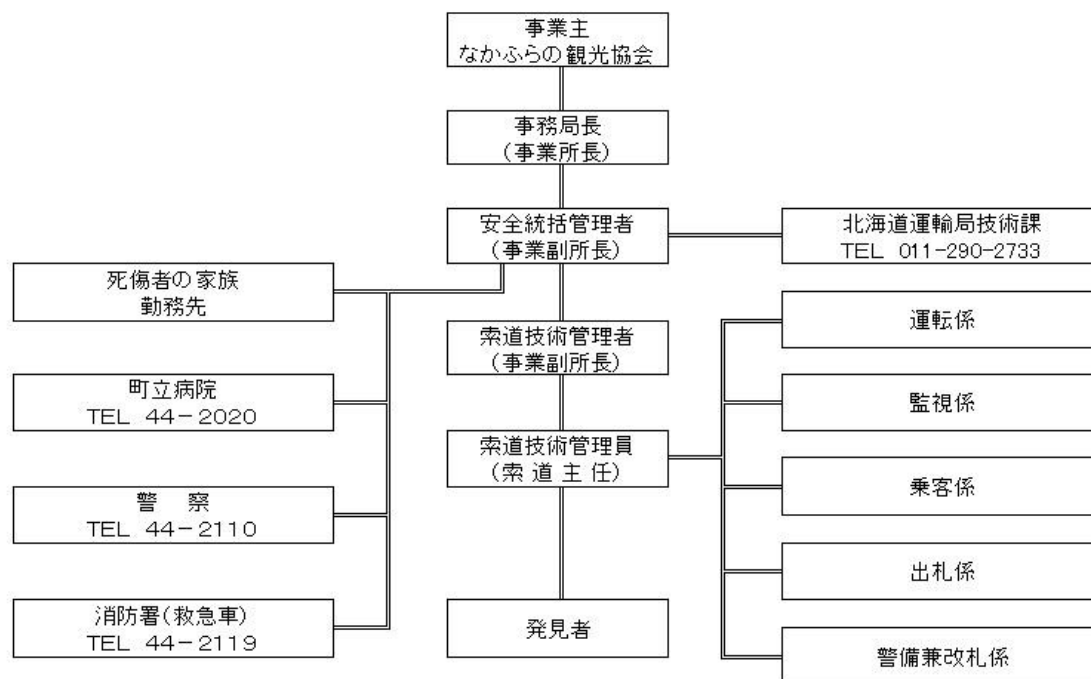
輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

輸送の安全の確保に関する組織体制

1. 事業主は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
2. 事業主は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
3. 事業主は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、次項に掲げる者その他必用な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
4. 事業主は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
5. 事業主は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
6. 事業主は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下、「事故・災害等」という）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法及び必要な要領を職員等に周知徹底する。

安全確保に関する体制図

(一社) なかふらの観光協会の索道事業における安全確保に関する体制と各責任者の役割及び権限は、下記に掲げるとおりとする。



責任者の役割及び権限

1. 事務局長
 - ①輸送の安全確保に関し、事業主の補佐を行う。
 - ②輸送の安全確保に必要な設備投資、人事、財務に関する業務を統括する。
2. 安全統括管理者
索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
3. 索道技術管理者
安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
4. 索道技術管理員
索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

輸送の安全を確保するための取り組み

1. 緊急時対応訓練

(一社) なかふらの観光協会では毎年、シーズン開始前に万一の索道事故や災害を想定した救助訓練を実施し、万全の体制を整えています。

【写真】北星山観光リフト救助訓練状況（2017年6月13日実施）



2.輸送の安全・安心を提供する取り組みについて。

(1)索道施設の保守点検整備を実施致しました。

主な整備内容 単線固定循環式特殊索道（シングルリフト）

- 夏季において12ヶ月点検、保守点検を実施致しました。
- 重鐘ウェート室ピット下の水を排水致しました。

(2)索道担当職員が運輸局の研修会に参加し、再度安全について理解を深めました。

(3)観光リフトオープン前には従業員に接客、施設取扱いの教育、非常時の乗客救助訓練等を実施致しました。

(4)営業運行前には始業前点検、試運転の実施を徹底し、お客様の安全が確保される事を確認してから営業運行に入りました。

(5)乗り場、降り場では係員が常にお客様から目を離さぬ様心掛け、お客様への声掛けも行い、安全、快適に乗り降り出来る様サポート致しました。

(6)天候、風等の気象情報は各種メディアから収集し、気象変化に対応した運行に努めました。

索道事故及びインシデントについて

平成 29 年度夏期の索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ
(平成 29 年 6 月 17 日～平成 29 年 8 月 31 日)

1. 索道運転事故の発生状況

特殊索道（シングルリフト）・・・索道運転事故、インシデント等の発生はありませんでした。

索道運転事故の定義と意義について

索道運転事故とは、「索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故、索道人身傷害事故」を指します。

1. 索条切断事故 索条が切れた事故を指します。
2. 搬器落下事故 搬器が落下した事故を指します。
3. 搬器衝突事故 搬器が他の搬器、または工作物と衝突・接触した事故を指します。
4. 搬器火災事故 搬器に火災が発生した事故を指します。
5. 索道人身傷害事故 搬器の運転により人の死傷を生じた事故（前述の事故に伴うものを除く）を指します。

インシデントとは、「索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態」であって、鉄道事故等報告規則第 4 条第 2 項各号に挙げるものです。

1. 索条に重大な損傷が生じた事態。
2. 索条の張力が異常に増大または減少した事態。
3. 索条が受索装置、滑車などから外れた事態。
4. 握索または放索が不完全になった事態。
5. 支柱、制動装置、保管装置等に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。
6. 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置、または接続装置に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。
7. 搬器が逆走した事態。
8. 前項に挙げる事態に準じる事態。

※2017 観光シーズンは事故も無く無事に営業を終了することが出来ました。来シーズンも更に安全管理に努めて参りたいと思います。

今後とも宜しくお願い申し上げます

お問い合わせ

(一社)なかふらの観光協会 事務局

0167-39-3033